

再生利用認定制度（平成9年～）

制度の趣旨・背景

・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
 ・処理施設の設置が非常に困難

⇕

・再生利用の大規模・安定的な推進

⇓

生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要

認定対象者
 安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置
 環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目
 廃ゴム製品
 廃プラスチック類
 シリコン汚泥
 廃肉骨粉
 廃木材（一廃）
 建設汚泥（産廃）

【平成19年10月追加】
金属を含む廃棄物
 （パーゼル規制対象物）
 非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物



認定実績（H20年10月末）

一般廃棄物：64件
 産業廃棄物：46件